

桜井市営住宅・改良住宅等  
消防用設備保守点検業務

# 仕 様 書

## 1. 業務内容

消防設備の機能確認のため、消防設備点検の資格（消防設備士甲種第4・5類・乙種6類）を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の6に定める点検を実施する。

## 2. 点検する物件及び施設

別紙一覧表のとおり

## 3. 委託期間

契約の日より令和7年3月31日までとする。

## 4. 点検の実施について

- ① 点検の実施に当たっては、各施設の防火管理者と事前によく協議し、滞ることなく実施できるように努めること。
- ② 基本的に受託者のみで点検を行い、職員は立会いしないものとする。
- ③ 点検の際は、消防設備点検の資格証等を点検実施宅居住者に提示し了解を得ること。

## 5. 点検時期及び点検結果報告書の提出

### ① 点検時期

6月・12月（日程については営繕課と調整を行い、指示がある場合はそれに従うこと。）

ただし、6月の点検においては、消防庁告示による総合点検とする。

### ② 点検基準及び点検結果報告書の提出

消防庁告示に基づく点検基準及び点検票様式によるものとし、点検結果報告書は、各施設ごとに2部（桜井消防署提出用、営繕課用）提出する。

## 6. その他

- ① 点検の実施に当たっては、消防設備点検の資格（消防設備士甲種第4・5類・乙種6類）を有する書面と、所属会社の社員であることを示す書面を営繕課に提出すること。
- ② 点検に際しては、入居者に迷惑のかかることのないよう留意すること。
- ③ 委託料の支払いは、受託者が各定期点検終了後、営繕課に報告書を提出し、確認を受けた後に委託料を支払う（2回払い）。
- ④ 契約期間内において消防設備等の誤作動により支障が出たときは、市の連絡により速やかに適切な対応をとること。このとき発生する諸費用は、業務委託料に含まず別途支払う。
- ⑤ ホース耐圧試験は不要とする。
- ⑥ 別紙消防設備一覧表の記載事項を確認のうえ、訂正箇所があれば営繕課へ連絡すること。

住宅別消防用設備一覽表

名称	戸数	所在地	消防用装置															
			消 火 器	屋 内 消 火 栓	誘 導 灯	避 難 ハ ツ チ	差 動 式 感 知 器	定 温 式 感 知 器	受 信 機 P-1	受 信 機 P-2	地 区 音 響 装 置	発 信 機	配 線 点 検	非 常 警 報 器	消 火 ポ ン プ	消 火 水 槽	誘 導 標 識	
阿部市営住宅	32	阿部672番地	11	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	一式	11	0	0	20
大福市営住宅1号館	28	西之宮216番地	10	4	0	6	84	112	0	1	4	4	一式	0	1	1	0	
大福市営住宅2号館	20	西之宮217番地の1	6	4	0	6	60	80	0	1	4	4	一式	0	1	1	0	
大福市営住宅3号館	20	大福349番地	10	4	0	6	60	120	1	0	8	4	一式	0	1	1	0	
初瀬東市営住宅4階建	32	初瀬2800番地	10	8	0	6	96	96	0	1	8	8	一式	0	1	1	0	
初瀬下河原市営住宅	36	初瀬1763番地の1	17	12	0	12	144	180	1	0	12	12	一式	0	1	1	0	
豊田市営住宅1号館	24	大泉798番地	6	4	0	6	142	24	0	1	4	4	一式	0	1	1	0	
豊田市営住宅2号館	24	大泉758番地の1	10	4	0	6	72	120	0	1	4	4	一式	0	1	1	0	
豊田市営住宅3号館	12	大西203番地の1	8	0	0	4	0	0	0	0	0	0	一式	4	0	0	0	
改良住宅東館A棟	24	吉備634番地の1	10	4	0	0	96	73	0	0	0	4	一式	8	1	1	0	
改良住宅東館B棟	24	吉備634番地の1	8	4	0	0	96	72	0	0	6	4	一式	8			0	
改良住宅西館A棟	24	吉備711番地の2	10	4	0	0	163	29	0	1	4	4	一式	0	1	1	0	
改良住宅西館B棟	16	吉備711番地の2	4	4	0	0	64	16	0	1	4	4	一式	0			0	
改良住宅西館C棟	32	吉備711番地の2	8	4	0	0	127	128	0	1	4	4	一式	0			0	
改良住宅西館D棟	24	吉備435番地の8	10	4	0	6	72	96	1	0	4	4	一式	0	1	1	0	
阿部文殊ヶ丘		阿部655番地	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	一式	1	0	0	0	
橘		大福263番地	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	一式	1	0	0	0	
下河原		初瀬1797番地の2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	一式	1	0	0	0	
初瀬東		初瀬2800番地	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	一式	1	0	0	0	
西之宮新町		西之宮新町217番地の3	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	一式	1	0	0	0	
改良住宅東		吉備634番地の10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一式	0	0	0	0	
改良住宅西		吉備711番地の5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一式	0	0	0	0	
大福1丁目		大福252番地の20	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	一式	1	0	0	0	
豊田住宅		大西203番地の1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	一式	1	0	0	0	
合計			157	64	12	69	1276	1146	3	8	66	64	一式	38	10	10	20	

※配線点検には、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び誘導灯設備を含む。